

《資料6》 「学会規約」の改定案について

改定趣旨

- ・理事会及び常務理事会の組織及び権限と役割を明確化する。
- ・支部の位置づけを明確化する。
- ・項及び号等の文言を整理し、あるいは明確化する。

改定案	現行
<p>(名 称) 第1条 本会は日本キャリアデザイン学会(英語名称 Career Design Institute - Japan 略称 CDI-Japan シー・ディー・アイ・ジャパン)と称する。</p> <p>(目 的) 第2条 本会は、キャリアデザイン及びそれに密接に関わる諸領域の研究者・実務家を中心にした共同研究の場となることによって、生涯学習社会における個人のキャリア発達、<u>及び</u>それを支える社会の発展に寄与しうるキャリアデザイン学を構築し、発展させ、普及させることを目的とする。</p> <p>(事 業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1)総会、研究会、研修会、講演会等の開催 (2)活字やインターネットを利用した研究誌、会報、ニューズレター等の発行 (3)独自の調査研究、もしくは調査研究の受託<u>及び</u>委託 (4)キャリアデザインに関わる基礎資料、実践事例、政策情報等の収集・整理及び提供 (5)キャリアデザインに関わる専門知識・技能・資格等の研修・試験・評価 (6)関係諸機関・団体・個人との連絡、協力 (7)本会の会員の研鑽・向上の支援など各種サービスの提供</p>	<p>(名 称) 第1条 本会は日本キャリアデザイン学会(英語名称 Career Design Institute - Japan 略称 CDI-Japan シー・ディー・アイ・ジャパン)と称する。</p> <p>(目 的) 第2条 本会は、キャリアデザイン及びそれに密接に関わる諸領域の研究者・実務家を中心にした共同研究の場となることによって、生涯学習社会における個人のキャリア発達、およびそれを支える社会の発展に寄与しうるキャリアデザイン学を構築し、発展させ、普及させることを目的とする。</p> <p>(事 業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1)総会、研究会、研修会、講演会等の開催 (2)活字やインターネットを利用した研究誌、会報、ニューズレター等の発行 (3)独自の調査研究、もしくは調査研究の受託および委託 (4)キャリアデザインに関わる基礎資料、実践事例、政策情報等の収集・整理及び提供 (5)キャリアデザインに関わる専門知識・技能・資格等の研修・試験・評価 (6)関係諸機関・団体・個人との連絡、協力 (7)本会の会員の研鑽・向上の支援など各種サービスの提供</p>

(8)キャリアデザインに関わる啓発普及活動

(9)その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員の種別及び資格)

第4条

本会会員の種別及び会員資格は、次のとおりとする。

(1)正会員 キャリアデザイン及びそれに密接に関わる領域の研究者**及び**実務家

(2)学生会員 キャリアデザインに関わる学習を行っている**学部**学生

(3)賛助会員 本会の目的に賛同する個人**又は**団体

(4)特別会員 キャリアデザインに関わる分野で特に業績をあげ、あるいは本会に功労のあった者で、会長が推薦し理事会が承認する者

(会員の権利と義務)

第5条

会員は研究会、研修会、講演会への参加、会の発行する研究誌、会報、ニュースレター等、調査報告書、資料その他の文書の配布、その他会が定める各種サービスを受ける権利を有する。但し、事業によっては実費を課することがある。

2 正会員は総会への出席による議事への参加、決議、**及び**理事その他の役員の選出の権利を有する。

3 機関誌・紙への論文等の発行・編集及び投稿に関する規定は別途定める。

第6条

会員は以下の義務を負う

(1) 会員種別に定められた会費の納入

(2) キャリアデザインに関わる研究及び実務の真摯で誠実な遂行

(3) 大会・研究集会・研修会など会の行事への積極的参加

(4) 学会を営利活動その他本来の目的外に利用しないことを含め、学会の設立趣旨・規約の遵守

(5) その他会が定めた会員の義務

(入会)

第7条

正会員、学生会員になろうとする者は、正会員2名の推薦を得て所定の入会申込書を提出

(8)キャリアデザインに関わる啓発普及活動

(9)その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員の種別及び資格)

第4条

本会会員の種別及び会員資格は、次のとおりとする。

1正会員 キャリアデザイン及びそれに密接に関わる領域の研究者および実務家

2学生会員 キャリアデザインに関わる学習を行っている学生

3賛助会員 本会の目的に賛同する個人**または**団体

4特別会員 キャリアデザインに関わる分野で特に業績をあげ、あるいは本会に功労のあった者で、会長が推薦し理事会が承認する者

(会員の権利と義務)

第5条

会員は研究会、研修会、講演会への参加、会の発行する研究誌、会報、ニュースレター等、調査報告書、資料その他の文書の配布、その他会が定める各種サービスを受ける権利を有する。但し、事業によっては実費を課することがある。

2 正会員は総会への出席による議事への参加、決議、および理事その他の役員の選出の権利を有する。

3 機関誌・紙への論文等の発行・編集及び投稿に関する規定は別途定める。

第6条

会員は以下の義務を負う

1 会員種別に定められた会費の納入

2 キャリアデザインに関わる研究及び実務の真摯で誠実な遂行

3 大会・研究集会・研修会など会の行事への積極的参加

4 学会を営利活動その他本来の目的外に利用しないことを含め、学会の設立趣旨・規約の遵守

5 その他会が定めた会員の義務

(入会)

第7条

正会員、学生会員になろうとする者は、正会員2名の推薦を得て所定の入会申込書を提出

し、理事会の承認を得なければならない。

2 正会員はキャリアデザイン学会にふさわしい研究・実務を行っていることを要件とする。

3 賛助会員になろうとする個人又は団体は所定の入会申込書を提出し、**理事会**の承認を得なければならない。

(会費)

第8条

本会の会費は、理事会の提案によって総会によって決定あるいは改定をする。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

3 会費は別途、会費規定に詳細を定める。

(資格の喪失)

第9条

会員は、次の各号の一の事由によってその資格を喪失する。

(1)退会の申し出があったとき

(2)会費を長期間滞納したとき

(3)本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為を行い、もしくは会員の資格要件を失ったと理事会が認めるとき

(役員)

第10条

本会に次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 3名

(3)常務理事 5名以内

(4)理事 20名以内

(5)事務局長 1名

(6)事務局次長 1名

(7)研究組織委員 若干名

(8)監事 2名以内

2 本会に、顧問を置くことができる。

(役員を選任と要件)

し、理事会の承認を得なければならない。

2 正会員はキャリアデザイン学会にふさわしい研究・実務を行っていることを要件とする。

3 賛助会員になろうとする個人**または**団体は所定の入会申込書を提出し、**常務理事会**の承認をえなければならない。

(会費)

第8条

本会の会費は、理事会の提案によって総会によって決定あるいは改定をする。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

3 会費は別途、会費規定に詳細を定める。

(資格の喪失)

第9条

会員は、次の各号の一の事由によってその資格を喪失する。

(1)退会の申し出があったとき

(2)会費を長期間滞納したとき

(3)本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為を行い、もしくは会員の資格要件を失ったと理事会が認めるとき

(役員)

第10条

本会に次の役員を置く。

・会長 1名

・副会長 3名

・常務理事 5名以内

・理事 20名以内

・事務局長 1名

・事務局次長 1名

・研究組織委員 若干名

・監事 2名以内

2 本会に、顧問を置くことができる。

(役員を選任と要件)

第 11 条

役員については次のようにして選任する。なお選出の詳細規定は別途定める。

- (1) 理事及び監事は、正会員の互選による。
- (2) 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選による。
- (3) 事務局長及び事務局次長は、正会員のうちから会長が指名する。
- (4) 研究組織委員は、正会員のうちから理事会が指名する。

(役員の職務)

第 12 条

会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は会長を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、本会の通常の業務を処理する。
- 4 理事は、この規約に別に定めるもののほか、総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。
- 5 監事は、本会業務及び財務状況を監査し、総会に報告する。
- 6 事務局長は、会長の指示により本会の日常の事務を処理する。
- 7 事務局次長は、事務局長を補佐し本会の日常の事務を分掌する。
- 8 研究組織委員は、研究会・研修会・講演会の組織など紙誌・情報の編輯、大会その他の事業の運営、その他の調査研究活動の組織に当たる。

(役員の任期)

第 13 条

役員の任期は、2 年(選任された定期総会の年度から 2 年後の定期総会まで)とする。ただし、補欠によって選任された役員の任期は前任者の任期の残任期間とする。

- 2 会長・副会長の任期は、それぞれ通算して 2 期を越えないものとする。理事の任期は連続 2 期を越えないものとし、これには理事が会長・副会長に選任された場合の期間を含めない。

(会 議)

第 14 条

第 11 条

役員については次のようにして選任する。なお選出の詳細規定は別途定める。

- 1 理事及び監事は、正会員の互選による。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選による。
- 3 事務局長及び事務局次長は、正会員のうちから会長が指名する。
- 4 研究組織委員は、正会員のうちから理事会が指名する。

(役員の職務)

第 12 条

会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は会長を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、この規約に別に定めるもののほか、総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。事業計画を策定し、予算・決算書を作成する。
- 4 常務理事は常務理事会を組織し、理事会の議決に基づき、本会の通常の業務を処理する。
- 5 監事は、本会業務及び財務状況を監査し、総会に報告する。
- 6 事務局長は、会長の指示により本会の日常の事務を処理する。
- 7 事務局次長は、事務局長を補佐し本会の日常の事務を分掌する。
- 8 研究組織委員は、研究会・研修会・講演会の組織など紙誌・情報の編輯、大会その他の事業の運営、その他の調査研究活動の組織に当たる。

(役員の任期)

第 13 条

役員の任期は、2 年(選任された定期総会の年度から 2 年後の定期総会まで)とする。ただし、補欠によって選任された役員の任期は前任者の任期の残任期間とする。

- 2 会長・副会長の任期は、合わせて 2 期を越えないものとする。理事の任期は連続 2 期を越えないものとし、これには理事が会長・副会長に選任された場合の期間を含めない。

(会 議)

第 14 条

本会の会議は、総会、理事会、常務理事会、研究組織委員会とする。

(総会)

第15条

総会は、正会員の出席をもって組織する。

- 2 通常総会は、毎年1回、当該年度の大会もしくは研究集会の時に、会長が招集する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は正会員の5分の1以上の者が議題を示して要請したとき、会長がすみやかに招集する。
- 4 総会の議長は、会長が指名する。
- 5 総会の議事は出席者の過半数をもって議決し、賛否同数の場合は議長が決する。
- 6 総会は、次の事項を承認又は議決する。
 - (1) **役員**の選任結果の承認
 - (2) 事業計画及び予算の議決並びに決算の承認
 - (3) 規約の**制定又は改廃**の議決
 - (4) その他理事会が総会において審議することを相当と認めた事項の議決

(理事会)

第16条

理事会は、**会長、副会長、常務理事、理事、事務局長、事務局次長をもって構成し**、年1回以上、会長が招集し、議長となる。

- 2 理事会は、第3条に定める事業の計画及び収支予算並びに収支決算を**策定し、総会の議決に基づいて**執行の任にあたる。
- 3 **理事会は、規約の制定又は改廃について審議する。**
- 4 **理事会は、第7条に定める入会に関する審査及び第9条に定める会員の資格の喪失要件に関する審査を行い、議決する。**
- 5 理事会は、会の運営に係る事項に関し、常務理事会に業務を委任することができる。
- 6 理事会の定足数は、委任状を含めて理事の過半数とする。
- 7 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常務理事会)

第17条

本会の会議は、総会、理事会、常務理事会、研究組織委員会とする。

(総会)

第15条

総会は、正会員の出席をもって組織する。

- 2 通常総会は、毎年1回、当該年度の大会もしくは研究集会の時に、会長が招集する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は正会員の5分の1以上の者が議題を示して要請したとき、会長がすみやかに招集する。
- 4 総会の議長は、会長が指名する。
- 5 総会の議事は出席者の過半数をもって議決し、賛否同数の場合は議長が決する。
- 6 総会は、次の事項を承認または議決する。
 - (1) **理事・監事**の選任結果の承認
 - (2) 予算・決算及び事業計画の議決
 - (3) 規約の**改正**の議決
 - (4) その他理事会が総会において審議することを相当と認めた事項の議決

(理事会)

第16条

理事会は、年1回以上、会長が招集し、議長となる。

- 2 理事会は、第3条に定める事業の計画及び収支予算並びに収支決算に**責任を負い**、執行の任にあたる。
- 3 理事会は会の運営に係る事項に関し、常務理事会に業務を委任することができる。
- 4 理事会の定足数は、委任状を含めて理事の過半数とする。
- 5 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常務理事会)

第17条

常務理事会は、会長、副会長、常務理事、事務局長をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 常務理事会は、理事会の業務を委託を受けて執行する。

3 常務理事会の定足数は、委任状を含めて在籍数の過半数とする。

4 常務理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会及び支部)

第 18 条

本会に必要な応じ委員会及び支部を置くことができる。

2 委員会及び支部に関する事項は、常務理事会において定める。

(会の所在地等)

第 19 条

会の所在地、事務所、事務業務委託などについては別途、理事会において定める。

(会計年度)

第 20 条

本会の会計年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

2 決算は、次年度の通常総会において承認を得なければならない。

(本会の解散)

第 21 条

本会の解散は、理事会又は会員 20 名以上の提案により、総会において、委任状を含め会員の過半数が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則

1. この規約は、学会の設立大会である 2004 年 9 月 25 日以降より施行する。

2. 第 13 条 2 項の規定は 2006 年度総会より施行する。

2004 年 9 月 25 制定

2005 年 10 月 1 日改定

2006 年 10 月 28 日改定

3. 第 10 条の規定は 2010 年度総会より施行する。

常務理事会は、副会長が招集し、議長となる。

2 常務理事会は、常務理事及び事務局長をもって組織する。

3 常務理事会は、理事会が開かれる間、理事会の業務を委託を受けて執行する。

4 常務理事会の定足数は、委任状を含めて在籍数の過半数とする。

5 常務理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会)

第 18 条

本会に必要な応じ委員会を置くことができる。

2 委員会に関する事項は、常務理事会において定める。

(会の所在地等)

第 19 条

会の所在地、事務所、事務業務委託などについては別途、理事会において定める。

(会計年度)

第 20 条

本会の会計年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

2 決算は、次年度の通常総会において承認を得なければならない。

(本会の解散)

第 21 条

本会の解散は、理事会又は会員 20 名以上の提案により、総会において、委任状を含め会員の過半数が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則

1. この規約は、学会の設立大会である 2004 年 9 月 25 日以降より施行する。

2. 第 13 条 2 項の規定は 2006 年度総会より施行する。

2004 年 9 月 25 制定

2005 年 10 月 1 日改定

2006 年 10 月 28 日改定

3. 第 10 条の規定は 2010 年度総会より施行する。

2010年10月23日改定

4.第5条の規定改定は2011年度総会より施行する。

5.第12条の規定改定は2011年度総会より施行する。

2011年10月1日改定

6.第10条、第11条及び第12条の規定改定は2012年度総会より施行する。

2012年9月15日改定

7. 第4条、第6条、第7条、第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条及び第18条の規定改定は2013年度総会より施行する。

2013年10月26日改定

2010年10月23日改定

4.第5条の規定改定は2011年度総会より施行する。

5.第12条の規定改定は2011年度総会より施行する。

2011年10月1日改定

6.第10条、第11条及び第12条の規定改定は2012年度総会より施行する。

2012年9月15日改定